

副葬品について

副葬品は最小限をお願いいたします

公害防止のため不完全燃焼などの原因となる下記の副葬品は、お納めにならないようご協力をお願いいたします。

1

公害（ダイオキシン・煙・煤塵・臭気）の発生源となるもの

石油化学製品

- (1) ビニール製品（ハンドバッグ・靴・玩具など）
- (2) 化学合成繊維製品（衣類・寝具・敷物など）
- (3) 発泡スチロール製品（枕・緩衝材パッキンなど）
- (4) その他（CD・ゴルフボールなど）



2

可燃物であっても燃焼の妨げとなる燃えにくいもの

- (1) 果実・野菜（西瓜・メロン・カボチャなど大きく水分の多いもの）
- (2) 書籍（辞書・アルバムなど厚みのある書籍類）
- (3) 大型繊維製品（大きなぬいぐるみなど）



大きなぬいぐるみはご遠慮ください。

3

火葬炉設備の故障原因となるもの

- (1) カーボン製品（杖・釣竿・ゴルフクラブ・ラケットなど）



4

ご遺骨損傷の原因となるもの

- (1) 金属製品（携帯電話・ラジオ・CDプレイヤー・仏像など）
- (2) ガラス製品（鏡・食器類など）
- (3) 爆発物（缶飲料・スプレー缶・ライター・乾電池など）

＊ドライアイスは、燃焼を妨げますので最小限に願います。



ペースメーカーをご使用の場合は前もって必ずご連絡ください。